



機能する行政書士会

めざせ職域奪還、制度充実のために！

茨城県行政書士会

会長 國井 豊

この紙面をお目通しいただく頃には、季節外れの暑さも忘れるぐらい、寒さが増していることと思います。前号でも申し述べましたが、定例の9月理事会におきまして、助走期間を総括し、制度広報月間とあわせ、各事業が本格的にスタートいたしました。全県下で展開する無料相談会は、電話相談をはじめとし、各会場とも数多くの相談者がみられるようです。昔日との比較によれば、相談件数の伸びは右肩上がりですが、ここ数年、横ばいに近い形になっております。制度に対する社会的認知度の高まりや、旺盛な需要構造に、衰えの兆しは見当たりません。むしろ、日々複雑化する社会や、地域や家族のあり方の変化によって、その存在感は膨らむ一方のように思えます。さらに、会員一人ひとりの地域での活躍、支部の皆さんによって定期的に運営されている相談会の開催等々、絶え間なく種は蒔かれていることから、制度推進の環境は、とても良好といえるでしょう。必要なことは、これら優位性を活かしきれていないことの検証です。より効果的戦略の確立に向け、重点的に取り組んでまいります。

ところで、会が果たすべき重要な役割としてのプロパガンダは、発想の転換を交え、もう一步踏み込んだ効率的な手法を試みます。市民相談センターのルーティーン化と定着をもとに、ポスターを作成し、周知という位置づけによって、人の集積や往来の盛んな公的機関などに、可能な限り数多く掲示します。あわせて、各地で開催の無料相談会も広報し、会の権威と機能をより明確化させることに発展させます。デザインについても、許容される範囲で斬新さを駆

使し、行政書士の4文字が、万人の記憶に残るようなものにしたいと考えております。多様な手段は目的達成を容易にします。国民のための制度であるという強みを最大限活用し、信頼をより確かなものとしします。

こうした展開は、制度が勢いに乗って、非行政書士排除に繋がり、結果として法が規定する独占業務を守ります。しかし残念ながら現実には、いくつかの許認可手続きにおいて、非行政書士の活動を、許容することになってしまっております。性善説に立つならば、遵法主義の行政によって、改善されると考えることもできますが、事はそれほど単純ではありません。農地法に関する申請行為一つを捉えても、非行政書士が市民権を得、既得権益を確保しそうな様相です。職域の拡大も大切ですが、職域の確保は至上命題といえます。現在、県行政のご指導を仰ぎ、農地法申請の手引書を作成中です。独占業務の明確化を図り、農業委員会との連携を強化させることが第一義であります。一方、これまで県行政から出先機関や市町村行政等に対し、行政書士法の遵守徹底の通達がなされました。これら様々な機関による行政書士制度のオーソライズを、いかに発展的に活用し、失われた職域の奪還を現実のものとする事ができるか、私たち執行者の力量が問われることとなりそうです。一朝一夕に成し得るものではありませんが、今日までの取り組みや、行政との良好な関係と信頼を大きな力に変えて、着実な前進をめざしてまいります。ご支援、ご協力の程、よろしくお願いいたします。